

独立行政法人制度

独立行政法人制度とは

- 各府省の行政における企画立案部門と実施部門を分離し、企画立案部門の能力を向上させる一方で、実施部門に法人格を与え、運営裁量を与えることにより、政策実施のパフォーマンスを向上させることを目的とする制度。
- 独立行政法人の業務運営は、主務大臣が与える目標に基づき各法人の自主性・自律性の下に行われるとともに、事後に主務大臣がその業務実績について評価を行い、業務・組織の見直しを図ることとされている。

独立行政法人通則法（平成11年法律103号）（抄）

第2条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

独立行政法人の類型

➤ 現在の独立行政法人の数は **87法人**（令和6年4月1日現在）

※うち文部科学省所管は22法人

➤ 実施する業務の特性等に応じ、以下の3類型に分けられる。

類型	特徴	文部科学省所管の法人例
中期目標管理法 人 (53法人)	中期的（3～5年）な目標・計画に基づき、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じて公共の利益を増進することを目的とする法人	<ul style="list-style-type: none"> ・国立特別支援教育総合研究所 ・大学入試センター ・国立青少年教育振興機構 ・国立女性教育会館 ・国立科学博物館 ・国立美術館 ・国立文化財機構 ・教職員支援機構 <ul style="list-style-type: none"> ・日本学術振興会 ・日本スポーツ振興センター ・日本芸術文化振興会 ・日本学生支援機構 ・国立高等専門学校機構 ・大学改革支援・学位授与機構 <p style="text-align: right;">計 14法人</p>
国立研究開発法人 (27法人)	科学技術に関する試験、研究又は開発（研究開発）に係る業務を主要な業務として、中長期的（5～7年）な目標・計画に基づき行うことにより、我が国の科学技術の水準の向上を通じた国民経済の発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人	<ul style="list-style-type: none"> ・物質・材料研究機構 ・防災科学技術研究所 ・量子科学技術研究開発機構 ・科学技術振興機構 ・理化学研究所 ・宇宙航空研究開発機構 ・海洋研究開発機構 ・日本原子力研究開発機構 <p style="text-align: right;">計 8法人</p>
行政執行法人 (7法人)	国の行政事務と密接に関連した国の相当な関与の下に確実に執行することが求められる事務・事業を、単年度ごとの目標・計画に基づき行うことにより、正確・確実に執行することを目的とする法人（役職員は国家公務員）	<ul style="list-style-type: none"> ・なし <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">{</div> <ul style="list-style-type: none"> ・国立公文書館 ・統計センター ・造幣局 <div style="margin-left: 10px;">など</div> <div style="font-size: 2em; margin-left: 10px;">}</div> </div>

独立行政法人のPDCAサイクル

独立行政法人評価制度委員会

- 主務大臣が行う**独立行政法人の評価**や**目標期間終了時の業務及び組織の見直し**、**中(長)期目標案に係る調査審議**
- 総務大臣が定める、独立行政法人の目標策定及び評価に関する指針に係る調査審議

評価に関する制度等について意見

第三者機関として横断的にチェック

総務大臣

- ・独法の新設、改廃、業務追加等の要求の審査
- ・目標設定・評価の指針の策定・通知
- ・会計・調達ルール等、各種運用事項の策定・通知

等

主務大臣

(目標の指示、法人の業績評価)

※ 主務大臣は、政策実施のPDCAサイクルに一貫して責任を負う

目標期間(最長7年)

目標策定

年度評価

年度評価

目標期間評価

業務・組織見直し

初年度

毎年度

最終年度

次期目標に反映

- ・法人の長・監事の任命
- ・中(長)期目標の策定と中(長)期計画の認可
- ・年度評価・中(長)期目標期間終了時の評価等の実施
- ・違法行為や著しく不適切な業務運営の是正・改善

独立行政法人

(計画策定→評価結果の反映・改善)

独立行政法人の財源措置

<財産的基礎>

- 独立行政法人には、出資者への利益分配がないため、出資者は、配当を期待して出資するのではなく、法人の業務の確実な実施と政策実施機能の最大化のため、財産的基礎を提供する。財産的基礎については、**金銭のほか、金銭以外の土地・建物等の財産の現物出資を行うことができる。**

<運営費交付金>

- 独立行政法人は、**一般的に独立採算を前提としていないことから、業務運営を行うための財源措置が必要**となる。そのため、業務運営を行うための財源措置である運営費交付金を、政府が交付することや、法人は交付金を適切かつ効率的に使用することが規定されている（通則法第46条）。
- 独立行政法人制度において、**運営費交付金は、独立行政法人が弾力的な業務運営を行うための財源**であることが求められている。また、独立行政法人は事後評価に重きが置かれているため、運営費交付金の算定に当たり、国の予算では一項一目を立て使途の内訳が特定しないことや、法人が運営費交付金を執行する段階においても、使途の変更や年度繰越しも可能な運用となっており、執行の適否は事後評価に委ねられている。

<施設整備費補助金>

- 「施設整備費補助金」は、公債発行対象経費に相当する**土地・建物などを法人が取得する際に運営費交付金とは別に措置**される。